

12. 言語聴覚士

言語聴覚士は「言語聴覚士法」に基づく資格です。本学における資格取得の方法は次のとおりです。

指定科目を修めて大学（福祉社会学科）を卒業し、言語聴覚士国家試験に合格すること。

資格を取得し、登録することによって医療機関や福祉施設などにおいて、言語・聴覚機能や摂食・嚥下機能の評価、訓練・支援業務などの専門職につくことができます。

主な就職先は次のとおりです。

- ①一般病院、大学病院、小児病院、リハビリテーション病院など
- ②小児療育センター、児童発達支援センター、児童福祉センター、障害児通園施設など
- ③身体障害者福祉センター、老人福祉施設、介護老人保健施設など
- ④特別支援学校、言語聴覚士養成校など
- ⑤補聴器・人工内耳関連の企業など

なお、資格取得希望者が20名を超えた場合は、選抜を行います。

◆言語聴覚士国家試験受験の要件となる指定科目（福祉社会学科）

厚生労働省指定科目	学科開設科目	単位数
基礎医学 (医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む)	医学総論・リハビリテーション医学	2
	解剖学	2
	生理学	2
	病理学	2
臨床医学 (内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む)	医学総論・リハビリテーション医学 ※再掲	(2)
	臨床医学Ⅰ（内科系・小児科系）	2
	臨床医学Ⅱ（精神医学・臨床神経学）	2
	臨床医学Ⅲ（耳鼻咽喉科学・形成外科学）	2
臨床歯科医学（口腔外科学を含む）	臨床歯科医学・口腔外科学	2
音声・言語・聴覚医学 (神経系の構造、機能及び病態を含む)	音声・言語・聴覚医学Ⅰ	2
	音声・言語・聴覚医学Ⅱ	2
臨床心理学	臨床心理学	2
生涯発達心理学	生涯発達心理学	2
学習・認知心理学（心理測定法を含む）	学習・認知心理学 心理測定法	2 2
言語学	言語学	2
音声学	音声学	2
言語発達学	言語発達学	2
音響学（聴覚心理学を含む）	音響学・聴覚心理学	2
社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む）	社会福祉・教育	2
言語聴覚障害学総論 (言語聴覚障害診断学を含む)	言語聴覚障害学総論	2
	言語聴覚障害学診断学	2
	言語聴覚障害学総合演習Ⅰ	1
	言語聴覚障害学総合演習Ⅱ	1
失語・高次脳機能障害学	失語症学Ⅰ	2
	失語症学Ⅱ	2
	高次脳機能障害学	2
	失語・高次脳機能障害学検査法演習Ⅰ	1
	失語・高次脳機能障害学検査法演習Ⅱ	1
言語発達障害学 (脳性麻痺及び学習障害を含む)	言語発達障害学Ⅰ（総論）	2
	言語発達障害学Ⅱ（各論 脳性麻痺及び学習障害）	2
	言語発達障害学検査法演習Ⅰ	1
	言語発達障害学検査法演習Ⅱ	1
発声発語・嚥下障害学 (音声障害、構音障害及び吃音を含む)	発声発語障害学Ⅰ（機能的構音障害・吃音）	2
	発声発語障害学Ⅱ（器質性構音障害）	2
	発声発語障害学Ⅲ（運動障害性構音障害・音声障害）	2
	摂食嚥下障害学	2
	発声発語障害学評価法演習Ⅰ（小児）	1
	発声発語障害学評価法演習Ⅱ（成人）	1
	聴覚障害学Ⅰ（総論・聴力検査）	2
聴覚障害学 (小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む)	聴覚障害学Ⅱ（小児聴覚障害）	2
	聴覚障害学Ⅲ（成人聴覚障害）	2
	聴覚障害学Ⅳ（補聴器・人工内耳）	2
	聴覚検査法演習	1
臨床実習	臨床実習	12

※医学総論、リハビリテーション医学は基礎医学、臨床医学の内容を含むため、双方に掲載。

※資格取得の登録期限を過ぎてからの登録・履修の場合は、4年間で資格取得ができないことがあります。